

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 37 号

岩手県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県収入証紙条例施行規則（昭和 48 年岩手県規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第10条第 1 項、第11条第 1 項、第12条第 1 項、<u>第13条第 1 項及び第16条第 1 項</u>に規定する各課等、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第 3 号）第 2 条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第 2 号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第 2 号）第 2 条、第 9 条、第14条、第19条及び第26条に規定する各課等、<u>監査委員事務局組織に関する規程（平成 7 年岩手県監査委員訓令第 1 号）第 2 条に規定する各課</u>、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第 2 条に規定する各課、<u>岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第 2 条に規定する審査調整課をいう。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(売りさばき人の指定の取消し)</p> <p>第12条 知事は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、売りさばき人の指定を<u>取り消す</u>ことがある。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(証紙収納額の報告)</p> <p>第21条 会計規則第 2 条第 2 号に規定する各課等の長（以下「会計規則に規定する各課等の長」という。）は、各課等において取り扱った証紙の収納額を、証紙収納額表（様式第14号）により毎月分を翌月10日までに<u>出納局出納課総括課長</u>に報告しなければならない。ただし、証紙による収納を行わない会計規則に規定する各課等の長に</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 各課等 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第10条第 1 項、第11条第 1 項、第12条第 1 項<u>及び第13条第 1 項</u>に規定する各課等<u>並びに同規則第15条に規定する出納局</u>、岩手県議会事務局組織規程（昭和44年岩手県議会訓令第 3 号）第 2 条に規定する各課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第 2 号）第15条に規定する各課等、岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第 2 号）第 2 条、第 9 条、第14条、第 19 条及び第26条に規定する各課等、<u>監査委員事務局</u>、岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）第 2 条に規定する各課<u>並びに岩手県労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）第 2 条に規定する審査調整課をいう。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(売りさばき人の指定の取消し等)</p> <p>第12条 知事は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、売りさばき人の指定を<u>取り消し</u>、又は<u>期間を定めて証紙の売りさばき業務の全部若しくは一部の停止を命ずる</u>ことがある。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(証紙収納額の報告)</p> <p>第21条 会計規則第 2 条第 2 号に規定する各課等の長（以下「会計規則に規定する各課等の長」という。）は、各課等において取り扱った証紙の収納額を、証紙収納額表（様式第14号）により毎月分を翌月10日までに<u>出納局長</u>に報告しなければならない。ただし、証紙による収納を行わない会計規則に規定する各課等の長にあっては、こ</p>

あつては、この限りでない。

2 地方公所の長は、当該地方公所が所管する地方公所等において取り扱った証紙の収納額を、証紙収納額表により毎月分を翌月10日までに出納局出納課総括課長に報告しなければならない。ただし、証紙による収納を行わない地方公所の長にあつては、この限りでない。

3 出納局出納課総括課長は、前2項の規定による報告を取りまとめ、報告があつた月の25日までに出納局長に報告しなければならない。

(帳簿の備付け)

第22条 出納局出納課総括課長及び広域振興局長等は、収入証紙出納簿(様式第15号)を備えておいて所要の事項を記載しなければならない。

様式第8号(第13条関係)

[略]

市(町)(村)収入役 氏名 印

[略]

様式第9号(第14条関係)

(その1)

(その2)

[略]

[略]

市(町)(村)収入役 氏名 印

[略]

[略]

の限りでない。

2 地方公所の長は、当該地方公所が所管する地方公所等において取り扱った証紙の収納額を、証紙収納額表により毎月分を翌月10日までに出納局長に報告しなければならない。ただし、証紙による収納を行わない地方公所の長にあつては、この限りでない。

(帳簿の備付け)

第22条 出納局出納担当課長及び広域振興局長等は、収入証紙出納簿(様式第15号)を備えておいて所要の事項を記載しなければならない。

様式第8号(第13条関係)

[略]

市(町)(村)会計管理者(収入役) 氏名 印

[略]

様式第9号(第14条関係)

(その1)

(その2)

[略]

[略]

市(町)(村)会計管理者(収入役) 氏名 印

[略]

[略]

2 (売りさばき人の指定申請)

第7条 [略]

2 売りさばき人の指定を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、岩手県収入証紙売りさばき人指定申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票抄本

(3)~(6) [略]

(売りさばき人の指定申請)

第7条 [略]

2 売りさばき人の指定を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、岩手県収入証紙売りさばき人指定申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3)~(6) [略]

3 申請人が個人である場合であつて、当該申請人に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第30条の7第5項の規定による提供を受けることができないとき、又は同法第30条の8第1項の規定による利用ができないときは、知事は、前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる書類のほか、申請人に対し、住民票の抄本を提出させることができ

<p>3 広域振興局長等は、<u>前項</u>の申請書の提出があったときは、意見書を添えて速やかに知事に進達しなければならない。</p>	<p><u>る。</u> 4 広域振興局長等は、<u>第2項</u>の申請書の提出があったときは、意見書を添えて速やかに知事に進達しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年5月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の岩手県収入証紙条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。